

日鋼記念看護学校学則より抜粋

(卒業)

第23条 第5条に規定する期間以上在学し、出席すべき日数の3分の2以上出席し、所定の課程を履修した者については、運営会議の議を経て、学校長が卒業を認定する。

- 2 学校長は卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。
- 3 前項の卒業証書を授与された者には、専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

第5条 修業年限は3年とする。

- 2 在学年限は6年を超えることができない。